

盛岡市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 25 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 菊 池 秀 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、都市整備部及び農業委員会事務局である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【都市整備部】 都市計画課，盛岡南整備課，市街地整備課，景観政策課	平成 27 年 1 月 7 日から同年 1 月 16 日まで

第 2 監査の範囲

平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 10 月分まで）の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 26 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 都市整備部

都市計画課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用料の算定に当たり、1円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

市街地整備課

【指摘事項】

- 1 公の施設の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公の施設の使用時間の変更に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

景観政策課

【指摘事項】

- 1 単価契約による業務委託の実施に当たり、作業実施日及び作業実施場所を指定する文書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 行政財産の使用料の算定に当たり、1円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。